

事 務 連 絡
平成18年 6 月 27日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(中国産きくらげ及びその加工品)

平成18年度輸入食品等モニタリング計画については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号（最終改正：平成18年6月16日付け食安輸発第0616002号）に基づき実施しているところです。

今般、検疫所のモニタリング検査の結果、中国産冷凍きくらげにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、下記の検査項目に係るモニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

1 対象食品
中国産きくらげ及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目
残留農薬

(違反事例)

1. 品 名：冷凍食品きくらげ
2. 生産国：中国
3. 検査結果：ビフェントリン 0.65ppm（基準：0.05ppm）
4. 検 疫 所：東京検疫所食品監視第二課（届出受付番号：第26001834981号5欄）
5. 輸 入 者：富士通商株式会社